

## 【確認結果の記録】

令和4年4月1日から、酒気帯び確認の内容について記録し、その記録を1年間保存しなければなりません。

記録をする様式に定めはありませんが、次の事項について記録してください。

- ① 確認者名（運転前、運転後）
- ② 運転者
- ③ 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 確認の日時（運転前、運転後）
- ⑤ 確認の方法（運転前、運転後）
  - ア アルコール検知器の使用の有無
  - イ 対面でない場合は具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無（運転前、運転後）
- ⑦ 指示事項
- ⑧ その他必要な事項

酒気帯び確認時のアルコール検知器の使用は、令和5年12月1日から義務化となりました。

パソコン等への電磁的記録による保存も可能ですが、必要な時に直ちに表示できるように、また、誤ってファイルを消去したり破損させたりしないよう、確実に管理してください。



## 【アルコール検知器の性能】

今後使用が義務化されるアルコール検知器の基準は、国家公安委員会の告示に定められており、

- 呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とされています。

## 【アルコール検知器の有効保持】

アルコール検知器の使用義務化後は、上記の基準を満たすアルコール検知器を使用しなければならず、さらに、アルコール検知器を常時有効に保持しなければなりません。

「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がないようにしておくことをいいます。

このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障のないものを使用しなければなりません。